

## 医療を必要とする子どもへの教育体制に関する研究

研究分担者 丹羽 登 関西学院大学教授

### 【研究概要】

医療的ケア児と病弱児の教育体制について調査した。初年度には、自治体により取り組みが異なり、地域差が大きいことが分かった。アンケート等による調査が難しいことから、最終年度は調査対象の自治体を増やし、質問項目を整理したうえで、対面での調査を実施した。

### A. 研究目的

子どもの在宅医療が進む中で、主に学齢期前後の今後の地域医療を進める上で、学校や教育委員会の体制や教職員の対応等が課題であり、特に痰の吸引等や医療機器を日常的に必要とする子ども（医療的ケア児）や、医療や生活管理を継続して必要とする子ども（病弱児）の学校生活上での課題と現状等について明確にする。

### B. 研究方法

資料の収集と整理、事前調査及びヒアリング調査を実施した。事前調査として電話での聞き取り及びメールでのアンケート依頼を行ったが、個々の子どもの病気については、個人情報保護のため回答が難しいため、直接複数の道府県教育委員会の担当者に調査依頼し、聞き取り調査（対面での調査）を行った。

（倫理面への配慮）

個人情報保護のため、子どもが特定できないようにするため、個別の疾患名については聞き取りを行わないことにした。

### C. 研究結果

医療が継続的又は断続的に必要なため特別な教育的な支援も必要としている子ども、つまり学校教育での「病弱・身体虚弱者」として特別支援教育の対象となる子どもについては、特別支援教育担当者の中にも、入院中の子どもしか対象と出ないと間違えている人もいる。

近年、医療の進歩に伴い複雑な心臓手術を就学前に受けていた子どもが増加するなど、以前とは異なる課題が学校で見受けられるようになってきている。このような子どもの中には、外見からだけでは分からないが、運動面や学習面に配慮が必要な子ども、酸素が必要な子ども、ペースメーカーを装着している子ども、歩けて気管切開をしている子ども、インスリンポンプを装着している子どもなど日常的に医療が必要又は医療機器を装着する必要がある子どもなどがいる。

児童福祉法では、このような子どもも含めて配慮を必要としているが、それらの子どもの全てについて実態を把握できているわけではない。

そこで、医療的ケアという視点から、各自治体での実態の把握状況について、聞き取り調査を行った。その

中で、以前にも同じ市町村で医療機器等を装着した子供の就学が課題となったにも関わらず、その検討状況が後任者に引き継がれていないケースがあるなど、レアなケースについては子どもが特定化されることもあり、情報の取り扱いが難しいと回答する自治体があった。

学校における医療的ケアについては、文部科学省での調査では、「学校における医行為」と解釈されていることが多く、子どもが一人で実施可能な場合は、医療的ケアでの調査に含まれていないケースがあり、児童福祉法での医療的ケア児の課題を検討するうえでは、求めている子どもの実態が必ずしも一致しているとは言えない自治体があることが分かった。

このような医療を日常的に必要又は医療機器を日常的に必要とする子どもへの配慮を適切に実施していくためには、従来の医療的ケアに関する取り組みに加えて、どのような対応が必要なのか、就学前から検討していくことが必要である。しかし、今までの特別支援教育の観点からだけでは、個人情報保護のために必要な情報を入手できないこともあり、今まで以上に関係機関との連携、とりわけ保健機関との連携を密にすることも重要であり、それを組織的に早期から進めていくための体制が求められる（特別支援教育という観点からだけでなく）。

### D. 考察

自治体による取り組み状況の違いが目立つが、比較することは避けてほしいという要望や、県名は出ないですかと確認されることがあった。

医療や医療機器を必要とする子どもについては、病弱教育という観点からの対応も必要であるが、教育委員会や学校によっては、そのように病弱教育について考えている所は少ない。しかし、児童福祉法や障害者差別解消法で、医療的ケア児への支援や、内部障害、小児慢性特定疾病及び難病等の子どもへの合理的配慮の提供が求められていることから、このような子どもを含めた、実態を把握し、適切な対応ができるようなモデルを提示していくことが必要である。

### E. 結論

疾患名や必要とする医療的ケアの実施状況、支援の内容等の詳細を把握するためには、個々の教育委員会の担当者に詳しく説明し、直接話を聞くしか方

法がない。

対面での調査を通して、道府県が把握できていない子どもが存在することも分かったので、このような制度の狭間で悩む子どもが生じないように体制整備を考えていく必要がある。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
特になし
2. 学会発表  
特になし

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得  
特になし
2. 実用新案登録  
特になし
3. その他  
特になし